

桜監発 0626 第1号
令和6年6月26日

事業者各位

桜井労働基準監督署長

職場における労働災害防止に向けた取組みの緊急要請について

日頃より、労働行政、とりわけ労働災害防止について格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当署における第14次労働災害防止計画においては、「休業4日以上死傷者数について、令和4年と比較して令和9年までに労働災害による休業4日以上死傷者数を10%以上減少させること」を目標としているところ、同計画初年度の令和5年の休業4日以上死傷者数（新型コロナウイルス感染症罹患者を除く）は181人であり、令和4年の同167人に比して8.4%増と激増している状況にあり、特に、高年齢労働者による災害の割合が高い状況が続いており、極めて憂慮すべき事態です。

このため、別添のとおり、職場における労働災害防止に向けた取組みの緊急要請をいたします。貴事業場におかれましても取組みを強化していただき、特段のご配慮をお願いいたします。

職場における労働災害の防止に向けた取組みにかかる緊急要請

当署管内の新型コロナウイルス感染症罹患者を除く労働災害の発生件数は、令和5年は181件と令和4年の167件を大きく上回りました。このままでは、第14次労働災害防止計画に掲げる目標「令和4年と比較して令和9年までに労働災害による休業4日以上死傷者数を10%以上減少させる」（年間150件以下）の達成が非常に困難な状況にあります。

当署管内の労働災害発生状況の特徴は、60歳以上の高齢労働者による休業4日以上死傷者が全体の約3割を占めており、事故の型は「転倒」が約3割、傷病名は「骨折」が約5割を占めており、一度被災すれば長期間の離脱を余儀なくされる状況となっております。

高齢労働者に係る労働災害増加の背景には人手不足等の社会的要因による高齢労働者の増加、加齢に伴う心身機能（下肢筋力、俊敏性、平衡感覚、視力、聴力等）の低下が挙げられます。厚生労働省では、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（令和2年3月）」を策定し、さらに「エイジフレンドリー補助金」を新設し、高齢労働者の安全衛生対策に取り組む事業者を支援しているところです。

高齢労働者が安全に安心して働くことができる職場づくりは、職場環境全体の安全衛生水準を向上させることとなり、人材を確保・養成し、事業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、上記の労働災害増加の背景と併せ、こういった点も考慮いただき、高齢労働者をはじめ誰もが安全に、また安心して働くことができる社会を実現するため、今一度安全衛生活動を総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組みを徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 高齢労働者による労働災害防止に向け、安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 各職場の状況に応じて「エイジフレンドリーガイドライン」「STOP！転倒災害」「職場における腰痛予防対策指針」等を活用し、必要な職場環境改善及び安全衛生教育を実施すること。
- 3 安全管理者、衛生管理者、産業医を選任し、その職務を確実に遂行させた上で、衛生委員会、安全衛生委員会において労働者の危険防止のための基本となるべき対策に関することについて調査審議を行うこと。

令和6年6月26日

桜井労働基準監督署

署長 梅澤 正史